

**狹山市（入間川・柏原）学校
給食センター維持管理運営
長期包括事業**

優先交渉権者選定基準

令和5年4月28日

狹山市

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第 1 索引概要 | .1 |
| 1 本書の位置づけ | .1 |
| 2 審査方式 | .1 |
| 3 審査体制 | .1 |
| 第 2 優先交渉権者決定の手順 | .2 |
| 1 参加資格審査 | .3 |
| 2 提案審査 | .3 |
| 第 3 優先交渉権者の決定 | .5 |
| 別紙 1 提案内容の審査項目及び評価ポイント | .6 |

第1 審査概要

1 本書の位置づけ

本書は、狹山市（以下「市」という。）が「狹山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、本事業に係る応募に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に交付する募集要項と一体のものである。

また、本書は、事業者の選定において、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し決定するための方法、基準等を示すものである。

2 審査方式

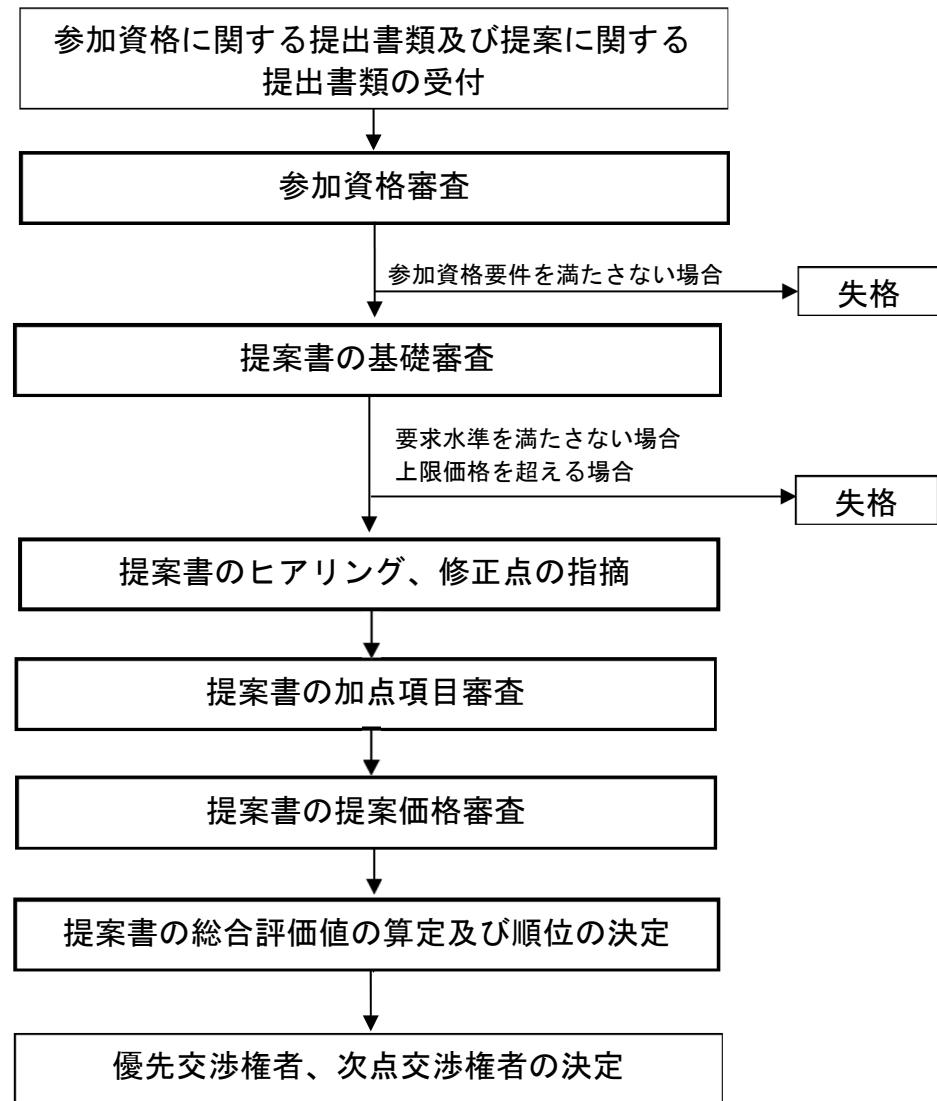
本事業を実施する事業者には、狹山市（入間川・柏原）学校給食センター（以下「本施設」という。）の調理運営及び維持管理、修繕、その他関連する業務を行う事業であり、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められるものである。したがって、事業者の選定においては、提案金額のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の金額以外の要素を加えて総合的に評価を行える公募型プロポーザル方式により実施する。

3 審査体制

優先交渉権者の選定にあたっては、客観的で多様な視点を確保するため、部局外の職員を加えた上で、市にて厳正な審査を行い、優先交渉権者を決定する。

第2 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの審査の流れは、次のフローに示すとおりである。



1 参加資格審査

市は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書等により、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認する。確認できない場合は失格とし、市はその結果を応募者に通知する。

2 提案審査

(1) 基礎審査

市は、応募者から提出された提案書が次に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

なお、失格した場合は、市はその結果を応募者に対し通知する。

| 審査対象 | 基礎審査項目 | 対応様式 |
|---------------|---|------------------|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none">・提案書全体について、同一事項に対する2つ以上以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。 | 様式 10 ～17-5 |
| 提案価格書 | <ul style="list-style-type: none">・提案価格書に記載された提案価格が、市の支払総額の上限価格を超えていないこと。 | 様式 11 |
| 運営業務に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">・各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 | 様式 15-1 ～15-7 |
| 維持管理業務に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">・各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 | 様式 16-1 ～16-6 |
| 事業計画に関する提案書 | <ul style="list-style-type: none">・各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。・リスク分担に関し、募集要項等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。 | 様式 17-1 ～17-5 |

(2) 加点項目審査

市は、提案書に記載された提案内容について、別紙1に示す項目毎に、評価に応じて得点を付与する。提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、次の表に示す5段階評価により審査を行う。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------|---------|
| A | 特に秀でて優れている | 配点×1.00 |
| B | 秀でて優れている | 配点×0.75 |
| C | 優れている | 配点×0.50 |
| D | やや優れている | 配点×0.25 |
| E | 要求水準と同程度 | 配点×0.00 |

(3) 提案価格審査

市は、応募者の提案価格が、市の支払総額の上限価格の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与する。なお、応募者の提案価格が市の支払総額の上限価格を超える応募者は失格とし、市は、その結果を応募者に対し通知する。

(算定式)

$$\text{提案価格の得点} = \left(\frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{応募者の提案価格}} \right) \times 40 \text{ 点}$$

- 応募者の中で、最も低い提案価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- 他の応募者の提案については、最も低い提案価格との比率により算出する。
なお、得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

(4) 総合評価値の算定及び順位の決定

市は、加点項目審査の得点と提案価格審査の得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。

なお、総合評価値が同じとなった応募者が2者以上いる場合、加点項目審査の得点が高い順に順位を決定する。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより順位を決定する。

(総合評価点の算定式)

$$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{内容点 (60 点満点)} + \text{価格点 (40 点満点)}$$

第3 優先交渉権者の決定

市は、審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

別紙1 提案内容の審査項目及び評価ポイント

| 評価項目 | 配点 |
|--|-----|
| 1 運営業務に関する提案（25点） | |
| (1)運営体制・運営方針 | 5点 |
| ①安全でおいしい給食を提供するための適切な運営業務方針となっているか。 | |
| ②円滑に業務を行うための実施体制が具体的に提案されているか。 | |
| ③調理従業者を安定的に確保するための方策がとられているか。 | |
| (2)調理における工夫・方策等 | 10点 |
| ①円滑な給食提供開始や調理業務を効率的・効果的に行うための具体的な提案がなされているか。 | |
| ②市が作成した献立を実現するための具体的な方策が提案されているか。 | |
| ③調理工程及び調理方法に対する創意工夫や提案がなされているか。 | |
| (3)衛生管理の徹底における工夫、方策等 | 5点 |
| ①食中毒、ノロウイルス防止や・異物混入に対する対策及び対応が具体的に提案されているか。 | |
| ②衛生検査、施設の衛生面を適切に保つための方策、従業員の健康管理方法について具体的に提案されているか。 | |
| ③衛生管理を確実に実行するための方策・体制が示されているか。 | |
| (4)配缶、配膳、配送・回収等その他業務における工夫、方策等 | 5点 |
| ①確実な配缶、配膳がなされるための体制、方策（数間違え防止方策、配缶量等の均質化方策）が具体的に提案されているか。 | |
| ②安全で確実な配送供給体制について優れた提案がなされているか（確実な配送体制・計画、スケジュール）、配送車両の調達、安全管理について優れた提案がなされているか。 | |
| ③その他、運営にあたり独自の提案があるか。（学校給食の特徴を踏まえた提案、食育支援など） | |
| 2 維持管理・修繕業務に関する提案（20点） | |
| (1)維持管理体制・維持管理方針 | 5点 |
| ①第2期事業として適切な運営業務方針となっているか。 | |
| ②適切に維持管理を行うための実施体制（管理方法、従業者の経験、運営企業との連携方策等）が組まれているか。 | |
| (2)保守管理計画（点検及び作業内容） | 5点 |
| ①第2期事業であることを踏まえ、建築物、建設設備等の保守管理について、要求水準書以上の提案があるか。 | |
| (3)長期修繕計画 | 10点 |
| ①修繕計画について、第2期事業であることを踏まえた具体的な考え方、大規模修繕が発生しないための工夫が示されているか。 | |
| ②運営に影響が出ることなく、また、業務の効率化にもつながる新たな工夫や提案が示されているか。 | |
| ③事業終了時の市への引継ぎにあたり、保守管理記録や修繕履歴等データの適切な管理方法が示されているか。 | |

| 3 事業計画に関する提案（15点） | | |
|-------------------|--|-----|
| (1)事業実施体制・方針 | ①各構成企業の役割分担について適切な分担となっているか。 ②市や各学校等との連絡体制は考慮されているか。 ③非常時対応の配慮がなされているか。 | 3点 |
| (2)長期収支計画 | ①適切な収支計画に基づいた事業計画になっているか。 ②不測の資金需要への対応が考慮されているか。 | 4点 |
| (3)リスク管理及び業務の品質確保 | ①潜在的リスクの把握と対応策が図られているか。 ②追加的な保険付保等のリスク緩和措置がとられているか。 ③市の負担を軽減するようなセルフモニタリングの提案がなされているか。 | 4点 |
| (4)地域への貢献 | ①地元企業の活用、地元雇用について優れた提案がなされているか。 ②地域コミュニティへの貢献について優れた提案がなされているか。 ③近隣からの苦情や意見への適切な対応について優れた提案がなされているか。 | 4点 |
| 合計 | | 60点 |